

死刑執行に対する抗議および要請

昨日6月25日、東京拘置所で1人、福岡拘置所で2人の死刑確定者が処刑されました。死刑をめぐるさまざまな問題については、この間、国会内でも熱心な論議が展開されてきたにもかかわらず、国会閉会中で、しかも参議院議員選挙の公示日当日にあえて執行したことは、それらの論議を無視した下稲葉法務大臣および法務官僚による暴挙であり、マスコミ等での非難をかわそうとする卑劣なやり方といわざるをえません。

今回、東京拘置所で処刑された島津新治さんは66歳という高齢者であり、長い拘禁生活の中でどのような精神状態にあったかは想像を越えるものがあります。個々の死刑確定者の状態について最も具体的に把握しているのは、いうまでもなく日々接している拘置所の職員です。拘置所長はただ法務大臣の命令に従って執行するのではなく、個々の死刑確定者の状態に即して、死刑執行をしないよう、法務大臣に上申する権限を持っているのです。私たちは東京拘置所長に対し、そのように上申するよう何度も要望してきました。つい1週間前の6月18日にも東京拘置所の門前で庶務課長補佐に会い、要望書を提出したばかりです。にもかかわらず、昨日、東京拘置所長が私たちの要望を無視して島津さんの死刑を執行してしまったことに対し、深い憤りをもって抗議します。

東京拘置所には、現在二十数名の死刑確定者がいます。冤罪を訴えている人、再審請求をしている人、準備中の人、精神的・肉体的に病気を抱えている人など、個々の事情はさまざまに異なります。死刑は一度執行されてしまったら取り返しがつきません。東京拘置所長が常に個々の死刑確定者の実情を把握して法務大臣に報告するとともに、少なくとも死刑をめぐる論議が展開されている間は死刑執行を中止されるよう、いま一度、心から要請します。

1998年6月26日

東京拘置所のそばで死刑について考える会
東京都荒川区南千住1-59-6-302

東京拘置所長殿